

2022年3月31日

## 答申書（要旨）

日本大学再生会議

### 第1 日本大学再生会議について

学校法人日本大学（当法人）は、田中英壽前理事長の所得税法違反での逮捕・起訴及び井ノ口忠男元理事の背任容疑での逮捕・起訴を極めて重く受け止めて、日本大学の未来に向けて、ガバナンス体制の在り方を見直し、効率的かつ透明性を有する法人組織に関わる検討を行うため、2021（令和3）年12月27日、大学教育及び運営に詳しい専門家のほか、法律、経営等の幅広い知識等を有する外部有識者だけで構成する「日本大学再生会議」（当会議）を設置した。

当会議は、当法人からの委嘱事項及びその前提となった文部科学省からの指導文書「学校法人の管理運営に関する適切な対応及び報告について（指導）」（2021（令和3）年12月17日付け）による指導内容を踏まえて、2022（令和4）年1月から3月までの間に8回の会議を開催して議論を重ね、本答申を取り纏めた。

### 第2 当会議による検討の前提事実

#### 1 当法人の現在のガバナンス体制 （略，答申書p10～16参照）

#### 2 前理事長及び元理事についての刑事事件及びそれに至る背景事情

当会議は、各刑事事件について、自ら事実関係を調査し、認定を行うことを目的としていないところ、日本大学が依頼した弁護士による調査報告書や、前理事長らの刑事手続きで明らかとなった起訴状や冒頭陳述の内容等に依拠して、各刑事事件及びそれに至る一部の前提事実を以下のとおり把握した。

前理事長は、2008（平成20）年9月以降、当法人理事長の地位にあった。

元理事は、2018（平成30）年7月、アメリカンフットボール部のタックル問題において、自分の軽率な行為により大学に多大な迷惑をかけ、その結果として大学の信用を傷つけたこと責任を取るとして当法人の評議員及び理事を一度辞任していたが、2019（令和元）年12月に株式会社日本大学事業部（事業部）取締役就任し、その後、2020（令和2）年1月に日本大学校友会（校友会）選出の評議員、同年9月に校友評議員から選ばれた校友理事にそれぞれ復帰していた。

前理事長の刑事事件においては、前理事長が、当法人関連の取引先等から、直接又は元理事や妻を介して、合計1億円を超える多額の現金を受領していたことを前提とする所得税法違反事件として起訴され、有罪判決が言い渡された。

また、元理事は、当法人発注の業者選定業務において数値の改ざん行為等を行い懇意の業者を選定する、調達業務において不必要な業者を介在させるなどして、当法人に合計約3億円に近い損害を与えた背任事件として起訴されている。

### 3 当法人等に対する捜索差押後における当法人の対応

2021（令和3）年9月8日、東京地方検察庁特捜部が、元理事の背任容疑につき、当法人及び事業部の捜索を行った。その後、元理事の逮捕、起訴、前理事長の逮捕と事態が進んでいったが、この間、当法人としての説明責任が十分に果たされず、文部科学省から前述の指導文書を受けるに至った。

### 4 本件刑事事件から窺える当法人のガバナンス上の根本的な問題点

前理事長への権限集中と報復人事による当法人の支配といったガバナンス上の重大な問題が、本件刑事事件、ひいては当法人におけるガバナンスの機能不全を招いた。

また、犯罪の成否以前に、当法人組織のトップである前理事長が、学校運営に関連して、元理事や大学の取引先から多額な現金を多数回にわたり受領していたこと自体が根本的かつ深刻な問題である。

## 第3 提言（指針）

### 1 日本大学再生会議のまとめ

日本大学再生会議は、学校法人日本大学の改革措置の柱として以下の3点を提言する。

その1 日本大学は、今後、学生・生徒及びその保護者等の信頼回復と教学重視を最優先事項として、学生・生徒等の夢の実現に資する、また、教職員が誇りを持って働くことができる、学校運営を行うものとする。

その2 日本大学は、将来にわたって、一人の者による専横を許さず、民主的に選出されたリーダーの下に遵法精神と品位を持った法人運営を行う。

その3 日本大学は、今回の重大な不祥事に鑑み、刑事被告人となった二人とその支持者の法人運営の場への復帰を、関係組織も含め、断じて認めない。

### 2 特定の役員の特権を許さない健全な学校管理運営体制の構築

特定の役員による専横的な運営が二度と行われぬように、そして、学生・生徒と保護者、教職員及び卒業生から信頼を受ける、徹底したコンプライアンス重視の姿勢で学校運営が行われるように、以下、提言する。

なお、当法人において、これら提言を指針として、寄附行為及び諸規程の全体の定めのある在り方や整合性を考慮して、諸規程の具体的改廃を然るべく措置されたい。その際、役員その他の具体的な選考ルールを定めるに当たっては、当会議の了解を求められたい。

また、提言の中で、各種の選考委員会及び推薦委員会を設置すべき旨について述べる箇所が存在するが、委員の選出については公正かつ透明性が確保されるよう、特段の留意をお願いしたい。

### 3 今回の不祥事を起こした執行部の一掃及び復帰防止の方策

まずもって、不祥事を起こした刑事被告人ら二人を法人運営から徹底的に排除し、

かつ、復帰防止の策を講ずること（また、これらの者を支えた執行部についても、これに準じて取り扱うこと）が必要である。

(1) 現在の理事・監事及び評議員の総辞任

本提言を踏まえた新ルールに基づいて、早急に新たな理事・監事及び評議員並びに学長の選任を実施し、現在の理事・監事及び評議員並びに学長は総て辞任する。

(2) 刑事被告人ら及び前理事長体制において理事・監事の地位にあった者等の将来にわたる排除及び責任追及

刑事被告人ら及び第三者委員会が善管注意義務違反を認定した理事・監事等に対する責任追及を実行し、これらに該当する者を将来にわたって理事・監事及び評議員から排除する。

また、①2021（令和3）年9月8日時点から同年末までの期間の一部でも、理事又は監事の地位にあった者、②元理事が評議員に復帰することが決議された2020（令和2）年1月の理事会時点以降に常務理事の地位にあった者について、将来にわたって、理事・監事及び評議員の候補者となれないこととする。

(3) 株式会社日本大学事業部の解散・清算

#### 4 理事会及び評議員会の在り方・選出方法について

(1) 理事会の在り方・理事の選出方法について

ア 理事会の構成・人数について

- ・ 理事は20名余を目途とする。
- ・ 外部人材（日本大学の卒業生でも元教職員でもない者、以下「学外者」という。）が理事会に占める割合を3分の1程度以上とする。
- ・ 理事の人数構成，選出母体の内訳については，例えば，理事長1名，学長1名，副学長3名，理事長指名理事2名，各学部の教員から4名，正付属校の教職員から1名，本部及び各学部の職員から2名，学識経験（学外者）理事7名，校友（卒業生・元教職員）理事3名とする〔総計24名〕。
- ・ 理事長，学長又は副学長である理事及び学外者である理事は再任を1回に限ることとし，その他の理事には70歳定年制を設ける。
- ・ 理事の任期を4年とする
- ・ 理事会におけるダイバーシティ要件が具体的に検討・導入されるべきである。

イ 理事の選出方法等

- ・ 理事その他の役職者の選出のプロセスにおいて，全ての候補者の経歴等を考査・審議の上，決定する。
- ・ 理事候補者の経歴等をウェブページ等で公表するなど，役員及び評議員の適格性を担保する仕組みを整備する。
- ・ 学識経験理事は，学外者のみとする。
- ・ 理事らの就任時に，役員遵守事項等を内容とする宣誓書提出を求め，利益相反取引禁止等のルールを厳格に運用する。

ウ 常務理事会について

- ・ 常務理事会の権限事項, 常務理事の職務・所掌の範囲及び権限を明文化する。

(2) 評議員会の在り方・評議員の選出方法について

ア 評議員会の構成・人数について

- ・ 理事長・常務理事及び学長・副学長は, それぞれ就任の時点で評議員から外れるルールを導入し, 評議員を兼務できないこととする。
- ・ 評議員は40～50名程度を目途とする。
- ・ 評議員会に占める学外者の割合を3分の1程度以上とする。
- ・ 評議員の人数構成, 選出母体の内訳については, 例えば, 各学部・通信教育部(16学部・通信)の教員から各1名(合計17名), 短期大学の教員から1名, 正付属校の教職員から2名, 特別・準付属校の理事長又は校長の中から1名, 本部及び各学部の職員から4名, 学識経験者(学外評議員)17名, 校友(卒業生, 元教職員)6名, 各学部後援会会長から1名とする[総計49名]。
- ・ ダイバーシティやジェンダーバランスを考慮した改革案を検討・導入する。

イ 評議員の選出方法等

- ・ 推薦委員会等の会議体で評議員の選任を決議する場合, 特定の人物の意向に偏らない構成とすべく構成員の見直しを図る。また, 全ての評議員候補者の経歴等を考査・審議の上, 決定する。さらに, 評議員の適格性を担保する仕組みを整備する。

ウ 評議員会の権限等

- ・ 評議員会に, 理事(理事長)の解任権限を与える。
- ・ 評議員に対し, 秘密保持義務を課した上で, 理事会の議案資料及び議事録等を配布・共有する。

5 理事長, 学長及び監事の在り方・選出方法について

(1) 理事長及び学長の在り方・選出方法について

ア 校友会会長との兼務禁止等

- ・ 理事長・常務理事と校友会会長の兼務及び学長・副学長と校友会会長の兼務を禁止とする。理事長と学長の兼務は, 特に禁止とはしない。

イ 理事長の選出について

- ・ 理事長については, 日本大学の内外から, 法令遵守と品性の保持に優れ, 学校法人の管理運営能力に秀でた者を選任することが求められ, 特に次期の理事長については, 日本大学の出身にこだわらないこと, 及び, これまで日本大学の学校運営に何ら関与したことがない学外者から迎えることが, 日本大学の再生に向けた決意の表れ, 重要なメッセージとなると考える。
- ・ 理事長の選出に当たっては, 理事会からの委嘱に基づき, 外部有識者が過半数(ただし, 本提言を受けて最初になされる理事長の選出の際は, 3分の2以上)を占める理事長選考委員会を設置して, 同委員会において, 理事会に候補者を推薦するものとする。理事会は, 理事長選考委員会の推薦を最大限に尊重

して、理事長を選出するものとする。同委員会の委員長には外部有識者が就くものとする。

- ・ 理事長の任期を4年とし、再任は1度に限り、また、退任した理事長は理事の地位から辞するものとし、その後、理事・監事又は評議員に就任することは不可とする。

#### ウ 学長の選出について

- ・ 学長選出については、立候補制とし、一定数（例えば10名以上）の推薦人のある立候補者による所信表明を経て、構成が見直された学長候補者推薦委員会委員による投票を行う方式を採用すべきである。その後、各学部長及び理事長によって構成される学長候補者選出会議が、最終的な候補者を選出し、理事会で決定するものとする。
- ・ 学長の任期を4年とし、再任は1度に限りものとする。

#### エ 理事長及び学長に対する評価制度の導入

- ・ 理事長及び学長の能力の維持・発揮、業績の向上、品位の保持を図るため、理事長及び学長の評価制度を導入し、毎年度1回は実施するものとする。
- ・ 理事長、学長の活動について、毎年度1回、教職員に対するアンケート調査、並びに学生及びその保護者の満足度調査を実施する。

### (2) 監事の在り方・選出方法について

- ・ 監事は少なくとも4名以上選任すべきであり、半数以上を学外者から選任する。監査業務の内容を分類し、経験や資格に基づく監事就任資格を定める。
- ・ 監事の任期を4年とする。
- ・ 監事による実効的な監査を支援するため、監査室に専門性のある人員を十分に配置する。
- ・ 理事長等から監事に対し、定期的に業務執行状況を報告する。
- ・ 監査法人の選任はその能力・実績等を慎重に判断した上、依頼する。また、定期的に監査法人を見直す制度を導入する。

## 6 その他健全な学校管理運営体制の構築のための取組み

### (1) 教学の重要性、教学の優位を前面に、体制を整備する

### (2) 学生・生徒と保護者の尊重及び学校運営の透明化を図る

ア 学生・生徒及び保護者等とのコミュニケーションの充実を図る。また、ウェブページ等での情報開示を積極的に行う。日本大学再生に向けた取組みについて説明責任を果たす。

イ 大学全体の改革・再生の一環として、当法人における競技スポーツのガバナンスの精査を行い、透明性を高め、競技スポーツの信頼回復に努める。

### (3) 多様な意見を反映させる取組み

役員、評議員、学部長・学部執行部、学部の教育職、職員管理職などそれぞれの構成において、ジェンダーバランスを含む多様性を確保する方針・目標を明示し、具

体的に推進する。

(4) 学校法人の業務環境及び子会社の適正な管理を行う

- ・ 職員の採用や人事を透明化する。そのために採用・昇進等の基準を制定する。
- ・ 理事や評議員（及びそれらの関係企業等）との取引管理の仕組みを構築する。

(5) 実効的な内部通報制度の整備を行う

(6) 校友会について

- ・ 理事会において、校友会と協議する場を設けて、今後、校友会にも特定の者の専横を許さない健全な管理運営体制が整備され、また、ジェンダーバランスの実現等により多様な意見が反映されるように、理事会として働きかけ、連携して取り組んでいく。

(7) 理事、監事及び評議員に対する研修を定期的実施する

(8) その他

- ・ 法人の役員報酬の水準が適正か精査し、結果に応じて所要の見直しを行う。
- ・ 日本大学医学部附属板橋病院の建替事業を進める場合は、特に透明性と公平性を確保しなければならない。

## 7 当会議によるモニタリングの継続

当会議は、本提言を踏まえた新ルールに基づいて選任等され、発足する、新体制による業務執行状況について、執行状況の適切性が確認できる時点までモニタリングを行う。

以 上